平成２４年（フ）第４９２０号
東京都渋谷区本町３丁目25―19―102
債務者　森　　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２１号
東京都品川区二葉２丁目４―20―503
債務者　西山　　通
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２２号
埼玉県新座市畑中１丁目11―２―102
債務者　浅沼　恵美（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２３号
東京都豊島区上池袋４丁目27―５―202
債務者　鈴木　榮子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２４号
東京都江戸川区平井７丁目４―１―711
債務者　松浦　リエ
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２６号
東京都世田谷区千歳台６丁目14―８―201
債務者　小池勇一郎
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２７号
千葉県東金市東上宿８―５　コーポまるもD―101
債務者　柳田　敦巳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９２９号
千葉県浦安市富士見１丁目６―37
債務者　神田　忠昭
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９３０号
東京都江戸川区北小岩２丁目14―２―207
債務者　郡司　直正
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９３６号
千葉県市川市北方３丁目７―５―102
債務者　浅沼　絹江
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９３７号
東京都渋谷区代々木３丁目50―５―201
債務者　戸巻　孝雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９４０号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目12―13―506
債務者　芳林　伸行
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５０号
東京都墨田区墨田２丁目31―14―301
債務者　新家みかこ（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５１号
東京都足立区扇１丁目44―２
債務者　赤塚　睦子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５３号
東京都江戸川区西小岩３丁目33―17―202
債務者　兼尾　光司
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５８号
千葉県松戸市六実４丁目８―１―201
債務者　日高　智恵
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部